2021年2月1日

新設分割に関する事後開示書面

（会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項）

東京都港区海岸一丁目 2 番 20 号
株式会社トライステージ
代表取締役　倉田　育尚

東京都港区海岸一丁目 2 番 20 号
株式会社トライステージメディア
代表取締役　与倉　政彦

株式会社トライステージ（以下、「当社」という。）は、2020 年 11 月 30 日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021 年 2 月 1 日を効力発生日として、株式会社トライステージメディア（以下、「新会社」という。）を新たに設立し、分割会社が営む広告代理事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1．本件新設分割が効力を生じた日

2021 年 2 月 1 日

2．当社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者異議手続

本件新設分割にあたって、当社より株式会社トライステージメディアへの負債の承継はありませんので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施しておりません。

3. 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2021年 2 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された、当社の広告代理事業と当該事業に付随する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

4. その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上